

【表1】岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震の災害義援金の状況 単位：円

地震名	区分	岩手県義援金配分金	市受付義援金	合計
岩手・宮城内陸地震	1次配分額	2億4,671万0,071	6,207万4,684	3億0,878万4,755
	2次配分額	1億8,744万4,397	1,066万4,493	1億9,810万8,890
	小計	4億3,415万4,468	7,273万9,177	5億0,689万3,645
岩手県沿岸北部地震	配分額	745万0,000	0	745万0,000
合計		4億4,160万4,468	7,273万9,177	5億1,434万3,645

※岩手県からの配分金は9月30日までの受け付け分、市受付義援金は10月30日までの受け付け分

【表2】岩手・宮城内陸地震の災害義援金の使い道

収入の内訳	金額（円）
県からの配分	
2次配分額	1億8,744万4,397
1次配分の留保分など	2,253万5,071
合計	2億0,997万9,468

収入の内訳	金額（円）
市受け付け分	
8月13日以降の受付額	1,066万4,493
1次配分の留保分など	2,254万2,707
北部地震見舞金へ(※1へ)	△77万5,000
合計	3,243万2,200

【表3】沿岸北部地震の災害義援金の使い道

収入の内訳	金額（円）
県からの配分額	745万0,000
市受け付け分より(※1)	77万5,000
合計	822万5,000

配分の内訳	経費(万円)
人的被害（重傷1人、軽傷3人）に	58
住家被害（一部損壊27戸）に	765

17項目の支援を実施
これまで市に寄せられた災害義援金の総額は、5億1434万円に上ります。市は8月にこの義援金を活用した支援策を決定し、被災者の支援や災害復興に活用してきました。10月には岩手県に寄せられた義援金の2次配分があり、本市には全体の45・98％（被害状況などに応じて配分。一関市と同じ割合、1億8744万円が追加配分されました。併せて、7月24日の岩手県沿岸北部地震被災者への配分金として、745万円が新たに配分されています。（表1・3参照）
これらに1回目の支援策の際の留保金や執行後の残金を加え、17項目、1億7353万円を活用した支援策を実施します（表2参照）。義援金は現在も寄せられており、県からの追加配分などを活用しながら、第3次の支援策も検討していきます。

支援策の内容	経費(万円)
被災見舞金	
地震災害による被災事業所(200事業所)に	3,500
共済対象にならない水稻被害を受けた農家(82戸)に	223
市の災害記録誌作成に	252
復興支援	
北股地区住民が作成する記録集の一部支援に	75
農畜産物の風評被害対策に	700
被災宅地(55件)の復旧支援に	2,200
防災支援	
避難所用の機材・備品整備に	3,740
災害時の緊急通信設備の整備に	154
市防災マップを作成して全戸に	861
自主防災組織の育成支援に	968
緊急放送受信ラジオを400カ所に	1,905
追加配分などに備えた留保金	6,420

支援策の内容	経費(万円)
復興支援	
被災地域で実施する「がんばろう奥州園芸産地力強化運動」支援に	155
国などの災害復旧事業に該当しない農地の災害復旧の補助に	2,000
衣川区石生の地すべりの調査に	299
衣川区大平の土砂災害危険地域の応急対策に	59
山地に取り残された自動車搬出に	63
大地震を体験して不安を抱える子ども達の支援に	200
追加配分などに備えた留保金	467

市は、岩手・宮城内陸地震に對して寄せられた災害義援金を活用しての、第2次支援策を決定しました。今回岩手県からの配分金に、市の追加受け付け分を加えた義援金は約2億4千万円余。災害復興や防災面にも重点を置いた支援策を実施します。

義援金による

第2次

支援策決定

後期高齢者医療保険料、国民健康保険税を特別徴収で納めている 皆さんへ

21年度から口座振替も可能になります

公的年金から後期高齢者医療保険料、国民健康保険税を特別徴収により納付している皆さんは、申し込みにより21年度から口座振替による納付が可能になります。特別徴収から口座振替に変更する場合の手続きについてお知らせします。

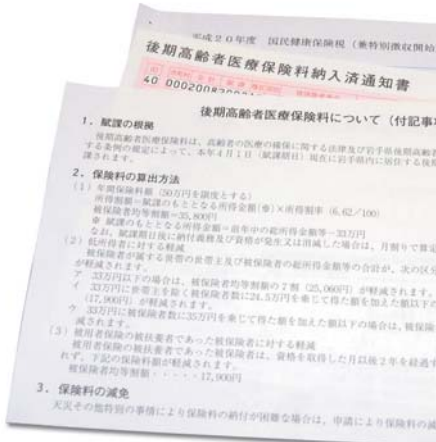
公的年金から後期高齢者医療保険料、国民健康保険税を特別徴収により納付している人、ことし4月から新たに特別徴収が見込まれている人を対象に、口座振替による納付が可能になります。これまでの、口座振替に変更するために一定の要件を満たす必要がありましたが、その要件がなくなりました。

特別徴収とは納税者本人に代わり、納税者に年金を給付する国などが、あらかじめ

引き落としをして納める制度です。

対象者には、1月上旬以降通知書を送付しますので、口座振替を希望する場合には内容をよく確認し手続きをしてください。ことし4月からの特別徴収を中止し、口座振替に変更するためには、1月30日☎までに手続きが必要です。期限を過ぎると特別徴収の中止が6月以降になります。

口座振替は、7月から順次引き落としが始まります。



特別徴収から口座振替へ変更する場合の手続きの流れ

